平成２３年（フ）第４４号
宮城県登米市迫町佐沼字八幡１丁目10番地１
メープル３－３号室
債務者　佐々木　誠
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第４７号
宮城県登米市迫町北方字南観音寺77番地
債務者　上野ふみ子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１４５２号
埼玉県鴻巣市天神１丁目10番18号
債務者　斉藤　朱美
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４２号
埼玉県川口市北園町２番９号　北園サンハイム305号、旧住所さいたま市見沼区片柳１丁目262番地55
債務者　福田　明美
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４４号
さいたま市浦和区常盤10丁目２番３―307号
債務者　宮田　祐二
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８８号
埼玉県北本市東間７丁目40番地１　エルディム山本204、住民票上の住所埼玉県桶川市大字坂田971番地の206
債務者　峰岸　恵子（旧姓石田）
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９０号
埼玉県北本市宮内３丁目110番地１　ヤグチハイツＢ202、旧住所埼玉県北本市中丸３丁目77番地３　レオパレスフローラ107
債務者　吉野　幸雄
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９５号
埼玉県川口市前川４丁目24番21号　みなと荘101号、旧住所埼玉県川口市芝１丁目５番１号
債務者　坂根　成子
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１２号
埼玉県北本市古市場２丁目143番地
債務者　浦川　勝範
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４４号
さいたま市岩槻区大字岩槻6707番地
債務者　竹元　祥子
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
新潟県長岡市巻渕１丁目４番25号
債務者　吉田　幸雄
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
新潟県長岡市巻渕１丁目４番25号
債務者　吉田　直美
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
新潟県長岡市堤町７番９号
債務者　高野　隆輔
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６７２号
栃木県宇都宮市板戸町1247番地６、前住所栃木県宇都宮市下川俣町60番地14　グロース川西Ａ棟105号
債務者　山口　理一
１　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８３号
栃木県宇都宮市塙田５丁目２番51号　グリーンハイツ306号
債務者　高橋　玲子（旧姓桜庭）
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９０号
栃木県宇都宮市下平出町911番地１　ケアハウス白寿の里101号、前住所栃木県宇都宮市江曽島町133番地５
債務者　増田　新一
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係